

北留萌消防組合からお知らせ

北留萌消防組合では、組合が保有する情報の公開と、個人情報の適正な管理・運営を図るため、次のとおり条例を制定いたしましたので、お知らせいたします。

●制定条例名

- ・北留萌消防組合情報公開条例
- ・北留萌消防組合個人情報保護条例

●施行年月日

平成19年2月1日から

■お問い合わせ先

北留萌消防組合消防本部総務課

住所：羽幌町南5条4丁目5番地 ☎0164-62-1220

看護職再就業のための体験研修のお知らせ

道では、看護師免許をお持ちで「これからまた仕事につきたい」と考えているけれど、プランクが長い、今まで経験のない施設への就職を考えているなどの不安から、一步踏み出せないでいる方々を応援する「再就業のための体験研修」を実施しています。看護師として、再チャレンジしてみませんか。

【対象者】ナースバンク登録者で1年以内に再就職の希望のある方

【研修場所】あなたの居住地である希望する施設

【研修内容】看護技術の見学や実習(1～5日間程度)

【研修期間】随時受け付け **【受講料】**無料

■お問い合わせ先

社団法人北海道看護協会 北海道ナースセンター

☎011-863-6794

屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者のがけがをしたり、また、死亡したりすることが、しばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、特に、次のことについて注意するようお願いいたします。

●屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。

●雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などが古くなっていると切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

●屋根の雪、氷、つららは、気温が上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったときに落ちやすい状態となるため、そのようなときは、早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子供などに十分注意するようにしてください。

●屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。

●交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落下雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

●軒下を通じるときは、落下雪に十分注意するようにしてください。

●軒下では、子供を絶対に遊ばせないようにしてください。

●ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落下雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。

■お問い合わせ先 留萌開発建設部・留萌土木現業所・天塩警察署・幌延町